明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

八十	二―（四―エトキシベンジル）―五―ニトロ―一―［二―（ピロリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類
八十一	（略）
八十二～百十八	（略）
百十九	（略）
百二十	一・二―ジフェニル―二―（ピロリジン―一―イル）エタン―一―オン及びその塩類
百二十一	（略）
百二十二～百四十一	（略）
百四十二	（略）
百四十三	六ａ・七・八・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ヘプチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―オール及びその塩類
百四十四	（略）
百四十五～二百十八	（略）
二百十九	（略）
二百二十	六ａ・七・八・九・十・十ａ―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―オール及びその塩類
二百二十一	（略）
二百二十二～二百八十四	（略）
（新設）	
七十九	二―（一―オキソ―一―フェニルプロパン―二―イル）イソインドリン―一・三―ジオン及びその塩類
八十～百十六	（略）
百十七	一―（二・三―ジヒドロベンゾフラン―五―イル）―Ｎ―メチルプロパン―二―アミン及びその塩類
（新設）	
百十八	ジフェニル（ピロリジン―二―イル）メタノール及びその塩類
百十九～百三十八	（略）
百三十九	二―（二・五―ジメトキシ―四―メチルフェニル）―二―メトキシエタンアミン及びその塩類
（新設）	
百四十	｛一―［（テトラヒドロピラン―四―イル）メチル］―一Ｈ―インドール―三―イル｝（二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン―一―イル）メタノン及びその塩類
百四十一～二百十四	（略）
二百十五	一―（八―ブロモベンゾ［一・二―ｂ：四・五―ｂ’］ジフラン―四―イル）プロパン―二―アミン及びその塩類
（新設）	
二百十六	二―ベンジルアミノ―一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）プロパン―一―オン及びその塩類
二百十七～二百七十九	（略）
二百八十五	（略）
二百八十六	二―（三―メトキシフェニル）―二―（プロピルアミノ）シクロヘキサノン及びその塩類
二百八十七	（略）
二百八十八～三百十一	（略）
二百八十	Ｎ―（四―メトキシフェニル）―Ｎ―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）ブタンアミド及びその塩類
（新設）	
二百八十一	二―（二―メトキシフェニル）―一―（一―ペンチル―一Ｈ―インドール―三―イル）エタノン及びその塩類
二百八十二～三百五	（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四三円（本体一三〇円）（配送料別）